別表十三(五)の記載要領第11号中「「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額
((33)と(35)のうち少ない金額)÷80、70又は75/100÷(10)　(29)　を」」を「「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額
((34)と(36)のうち少ない金額)÷80、70又は75/100÷(10)　(30)　」」に、「「繰　入　限　度　額　(34)×(10)×80、70又は75/100　(35)　」」を「「繰　入　限　度　額　(35)×(10)×80、70又は75/100　(36)　」」に改め、同第11号中「「特別勘定に経理した金額　(33)」」を「「特別勘定に経理した金額　(34)」」に改める。

別表十三(六)の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和４年旧措置法」という。）第66条の２（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）若しくは令和２年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下この号及び次号において同じ。）」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」を「令和２年改正前措置法」に改め、同第11号中「租税特別措置法」を「令和４年旧措置法」に、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改める。

別表十四(一)の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第37条（寄附金の損金不算入）（令和３年改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第１項又は第２項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは」を削る。

別表十四(九)付表一の表中

(1)の期間における特定資産の譲渡等による損失の額 （別表十四(九)「１」）
(1)の期間における特定資産の譲渡等による利益の額 （別表十四(九)「２」）

を

(1)の期間における特定資産の譲渡等による損失の額 （別表十四(十)「１」）
(1)の期間における特定資産の譲渡等による利益の額 （別表十四(十)「２」）

に改め、同表の記載要領第11号中「別表十四(六)付表二「20」」を「別表十四(七)付表二「20」」に改め、同表を別表十四(十)付表一とする。

別表十四(九)付表一の表中

特定資産の譲渡等による損失の額 （別表十四(九)「１」）
特定資産の譲渡等による利益の額 （別表十四(九)「２」）

を

特定資産の譲渡等による損失の額 （別表十四(十)「１」）
特定資産の譲渡等による利益の額 （別表十四(十)「２」）

に、

前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 （前期以前の適用期間の別表十四(九)「５」）

を

前期以前の適用期間における特定資産等損失額の損金不算入額 （前期以前の適用期間の別表十四(十)「５」）

に、

譲渡「５」

に、

特定資産譲渡等損失額からの控除額 ((3)又は(別表十四(九)付表二「６」))－(9) （マイナスの場合は０）

を

特定資産譲渡等損失額からの控除額 ((3)又は(別表十四(十)付表二「６」))－(9) （マイナスの場合は０）

に改め、同表の記載要領第11号中「「前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額　(8)」」を「「前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額
（前期以前の適用期間の別表十四(九)「５」）
（前期以前の適用期間の別表十四(十)「５」）　(8)」」に、「別表十四(六)「７」」を「別表十四(七)「７」」に改め、同号を同第11号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

2	「控除未済欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 （別表七(二)付表四「10の計」）	(7)　の欄は、当該事業年度前の各事業年度において令第113条第12項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第１項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度の別表七(二)付表四「10の計」の金額を記載すること。